

- 緊急事態宣言が3月7日まで延長され、現下の感染拡大の抑制とともに、その後の感染再拡大の防止が急務。
- 解除後の地域では、時短要請等を段階的に緩和するが、クラスター防止対策等に積極的に取り組む必要。
- 今般、感染拡大防止の取組の実効性を高めるため、特措法等の改正も踏まえ、以下の感染拡大防止策を実施。

1. 飲食店等での感染防止の徹底

(1) 飲食店に対する営業時間短縮等の要請の徹底

- 緊急事態措置を実施すべき区域に係る都道府県（特定都道府県）等は、飲食店における**営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制を強化**し、できる限り個別に働きかけを実施。併せて**飲食店ガイドラインを遵守するよう働きかけ**。
- 都道府県は、**働きかけ活動等の実施計画を策定**し、特措法担当大臣に提出。特措法担当大臣は、都道府県に対し助言するとともに、各都道府県の**取組状況を公表し、好事例を横展開**。

(2) 飲食店ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査

- 農林水産省、厚生労働省において、直接又は所管団体を通じて、特定都道府県の飲食店を**調査し、結果を隨時公表**。
- ガイドラインの不遵守に対しては、**直ちに改善指導**を実施。

(3) 予約サイトによる飲食店ガイドラインの遵守状況の可視化

- 農林水産省が、Go To Eat 事業参加の**大手飲食予約サイト**事業者に、以下の取組を実施するよう要請しており、結果を随时公表。
 - 1) 各飲食店における**ガイドライン遵守状況に関する情報を充実して表示**
 - 2) 利用者からの報告に基づき、遵守が不十分な飲食店に対しては、**予約サイトから指導**

2. 検査の拡大による無症状者等からの感染拡大の抑制

(1) 高齢者施設等における検査拡大

- 特定都道府県等は、感染多数地域における**高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画**を2月12日までに策定し、3月中を目途に計画に基づく**検査を実施**。
- 厚生労働省は、特定都道府県等に対し、**集中的実施計画及び2月、3月の検査実績について報告を求め**、状況を把握するとともに、厚生労働省ホームページで**公表**。

(2) 大学等に対する感染拡大防止策

- 文部科学省において、**全ての国公私立大学等**に対して、大学等における感染対策や学生及び教職員への注意喚起等について**留意すべき事項を通知**。2月中に**フォローアップ**を実施し、その結果を周知しつつ、必要に応じて、卒業旅行の自粛を働きかけるなどといった個別の要請や好事例の横展開を実施。

(3) 歓楽街等におけるモニタリング検査の実施等

- 緊急事態宣言が解除された地域等で、**民間企業等を活用し、歓楽街等におけるPCR検査等（モニタリング検査）を実施**し、感染の再拡大の端緒を適切に捉える。
- 具体的には、解除地域の中心地、東京、大阪等の歓楽街等で**合計1日1万件程度**の検査を行い、検査結果を面的、時系列的に表示、公表。ホットスポットが発覚したら、必要に応じ早期対応へつなげる。

3. 職場・テレワークに係る対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染防止対策の強化

- 厚生労働省は、**労働基準監督署等**が実施する業務を通じて、職場における「取組の5つのポイント」を用いて**感染防止対策の取り組み状況を確認**。取組が不十分な場合には、改善について支援・指導を行う。

(2) テレワークの取組強化

- 経済産業省は、経済団体（約900団体）会員企業や地域未来牽引企業（約5,000社）に対し**テレワーク実施の周知徹底**を行うとともに、WEBアンケートシステムを通じて、2週間程度で実施状況を把握し公表。

資料3－2

感染拡大防止策の強化

令和3年2月12日
内閣官房
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

緊急事態宣言が3月7日まで延長され、現下の感染拡大を抑制するとともに、その後の感染再拡大を防止することが急務である。このため解除後の地域においては、営業時間短縮の要請等の取組みを段階的に緩和することとするが、クラスター防止のための対策などについて積極的に取り組む必要がある。

今般、感染拡大防止の取組の実効性を高めるため、新型インフルエンザ特措法と感染症法が改正されたことも踏まえ、以下の感染拡大防止策を実施する。

1. 飲食店等での感染防止の徹底

(1) 飲食店に対する営業時間短縮等の要請の徹底

- 基本的対処方針に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に係る都道府県（「特定都道府県」という。以下同じ。）やまん延防止等重点措置を実施すべき区域に係る都道府県については、飲食店に対する営業時間短縮の要請（注）に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけることとする。
(注)併せて、飲食店ガイドラインを遵守するよう個別に働きかけを行う。
- 具体的には、都道府県は、働きかけ活動等の実施計画を策定し、特措法担当大臣との「協力要請推進枠」に係る協議の際に提出することとする。実施計画には、協力要請対象の件数、働きかけの体制（管内市町村との協力、業務委託の活用等により行う場合にはその内訳）、働きかけの具体的なスケジュール等を記載する。
- 特措法担当大臣においては、提出された働きかけ活動等の実施計画を踏

まえ、特定都道府県及びまん延防止等重点措置の対象となる都道府県に対し助言するとともに、各都道府県の取組状況を公表し、好事例を横展開する。

（2）飲食店ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査

- 農林水産省、厚生労働省において、直接又は所管団体を通じて、以下のとおり、1月末から3ヶ月程度で、特定都道府県の飲食店を調査し、結果を随時公表する。
 - 1) 調査対象店舗
 - ・ フードコート（約100件・約1,000飲食店）
 - ・ チェーン店系飲食店
 - ・ 生活衛生同業組合加盟飲食店
 - 2) チェックポイント
 - ・ アクリル板の設置状況（又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置状況）
 - ・ 真正面の客配置の回避状況
 - ・ 換気の徹底状況（窓・ドアの開放状況等） 等
- ガイドラインの不遵守が認められた場合は、その場で直ちに改善指導を行うとともに、調査結果を都道府県と共有し、遵守していない飲食店に対して、都道府県が調査指導を行う。

（3）予約サイトによる飲食店ガイドラインの遵守状況の可視化

- 農林水産省において、Go To Eat事業に参加している大手飲食予約サイト事業者が以下の取組を実施するよう要請しており、結果を随時公表する。
 - 1) 各飲食店におけるガイドライン遵守状況に関する情報を充実して表示
 - 2) 1)を担保するため、飲食店でのガイドライン遵守状況を利用者から予約サイト側に報告して頂くこととし、遵守が不十分な飲食店に対しては、予約サイトから飲食店に指導

2. 検査の拡大による無症状者等からの感染拡大の抑制

（1）高齢者施設等における検査拡大

- 特定都道府県等（当該都道府県管内の保健所設置市、特別区を含む。）においては、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し実施する。
具体的には、地域の感染状況等を踏まえ、対象地域、対象施設種別を設定し、2月12日までに計画を策定し、3月中を目途に計画に基づく検査を実施する。また、4月以降も地域の感染状況に応じ必要と認められる場合は、引き続き定期的に検査を実施することとする。
- 厚生労働省は、特定都道府県等に対し、集中的実施計画及び同計画に基づく2月及び3月の検査実績について報告を求め、状況を把握するとともに、厚生労働省ホームページで公表する。
- 特定都道府県等以外の地域においても、地域の感染状況に応じ必要と認められる場合は、積極的に検査を実施することとする。

（2）大学等に対する感染拡大防止策

- 文部科学省において、若年層の感染者数が多数に上がっていること、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言においても比較的若い年齢層への課題が指摘されていることから、全ての国公私立大学等に対して、大学等における感染対策や学生及び教職員への注意喚起等について下記の留意すべき事項を通知しており、2月中にフォローアップを実施し、その結果を周知しつつ、必要に応じて、卒業旅行の自粛を働きかけるなどといった個別の要請や好事例の横展開を実施する。
 - 1) 学生の健康状態の把握
 - 2) 感染リスクが高くなりやすい場面における対策や注意喚起の徹底
 - ・学生寮における対策
 - ・部活動等の課外活動における感染対策
 - ・懇親会等に関する自粛を含む対応を検討するよう注意喚起の徹底と学生生活における配慮事項の周知
 - ・卒業式や入学式等の式典や行事における感染対策

（3）歓楽街等におけるモニタリング検査の実施等

- 緊急事態宣言が解除された地域等での感染再拡大の予兆を早期に探知するため、民間企業等を活用し、歓楽街、大学、空港、駅等における幅広いPCR検査等（モニタリング検査）を実施し、SNSデータ、民間検査機

関のデータ等と併せて分析し、感染の再拡大の端緒を適切に捉える。

※ 令和2年度第三次補正予算で計上した感染拡大の早期探知・予測の方策等の確立に向けた調査研究事業を予備費で増額（80.9億円）

- 具体的には、専門家の助言を受けて、解除地域の中心地、東京、大阪等の歓楽街等複数地点で合計1日1万件程度の検査を行い、検査結果については、面的、時系列的な結果を視覚的に表示、公表する。また、このモニタリング検査の結果、ホットスポットが発覚したら、必要に応じ早期対応につなげていく。
※ 検査結果が陽性となったときは医療機関につなぎ、その上で、陽性と診断された場合は、保健所に連絡し、保健所から当該受検者に対して、自宅療養や宿泊療養を要請
- このほか、航空分野においては、航空事業者と調整の上、離島便などで、利用者にPCR検査等を試験的に受けてもらい、利用者の意見などを収集・分析するための実証事業を行い、手引きを作成。

3. 職場・テレワークに係る対策

（1）職場における新型コロナウイルス感染防止対策の強化

- 厚生労働省は、労使関係団体を通じた協力要請に加え、個別事業場へのアプローチを積極的に実施することにより、職場における感染防止対策の抜本的な強化を促し、指導件数等を隨時集計し公表する。
1) 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」
(仮称) の設置

都道府県労働局に相談コーナーを設置し、職場における感染防止対策などに関する事業主、労働者からの相談等に対応。

2) 個別事業場における感染防止対策の取組状況の確認及び指導

都道府県労働局、労働基準監督署が実施する業務において、個別事業場と接する機会（注）を通じて、事業場における「取組の5つのポイント」を用いて取組状況を確認するとともに、取組が不十分な場合には、実践例を盛り込んだリーフレットやチェックリストを活用し、職場における感染防止対策の改善について支援・指導を行う。

（注）次のような機会において支援・指導する方針

- ・都道府県労働局幹部による事業場訪問
- ・都道府県労働局・労働基準監督署職員による事業場訪問や

労働関係法令の説明
・法令に基づく各種手続きのための労働基準監督署への来署

(2) テレワークの取組強化

- 経済産業省は以下のとおりテレワーク実施の周知徹底を行うとともに、WEBアンケートシステムを通じて、速やかにアンケート調査の依頼を行い、2週間程度で実施状況を把握し公表する。
 - ・経済団体（約900団体）を経由し、会員企業に送付
 - ・経済産業省が選定している地域未来牽引企業（約5,000社）に対しても、並行して国から直接送付
- 9つの地方経済産業局から、地域未来牽引企業などに対し、電話・メールなどにより、テレワーク実施の周知徹底、アンケートへの回答の督促を行い、テレワークの実施状況を把握する。
- こうした取組を通じ、大企業を中心とした経済団体経由のテレワークの取組推進にとどまらず、地方の中堅・中小企業を含め、テレワークの周知徹底・フォローアップ及び支援策の周知を図る。